	特別目的会社等の発行するその他Tier 1 資本調達手段の額				
34－35	その他Tier 1 資本に係る調整後少数株主持分等の額				
33＋35	適格旧Tier 1 資本調達手段の額のうちその他Tier 1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
33	うち、信用金庫連合会及び信用金庫連合会の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額				
35	うち、信用金庫連合会の連結子法人等（信用金庫連合会の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額				
	経過措置によりその他Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額				
	…… （その内訳を記載）				
	……				
36	その他Tier 1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)				
その他Tier 1 資本に係る調整項目					
37	自己保有その他Tier 1 資本調達手段の額				
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額				
39	少数出資金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額				
40	その他金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額				
	経過措置によりその他Tier 1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額				
	…… （その内訳を記載）				
	……				
42	Tier 2 資本不足額				
43	その他Tier 1 資本に係る調整項目の額 (ホ)				

その他Tier 1 資本					
44	その他Tier 1 資本の額 ((ニ)－(ホ)) (ヘ)				
Tier 1 資本					
45	Tier 1 資本の額 ((ハ)＋(ヘ)) (ト)				
Tier 2 資本に係る基礎項目 (4)					
46	Tier 2 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳				
	Tier 2 資本調達手段に係る負債の額				
	特別目的会社等の発行するTier 2 資本調達手段の額				
48－49	Tier 2 資本に係る調整後少数株主持分等の額				
47＋49	適格旧Tier 2 資本調達手段の額のうちTier 2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
47	うち、信用金庫連合会及び信用金庫連合会の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額				
49	うち、信用金庫連合会の連結子法人等（信用金庫連合会の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額				
50	一般貸倒引当金Tier 2 算入額及び適格引当金Tier 2 算入額の合計額				
50 a	うち、一般貸倒引当金Tier 2 算入額				
50 b	うち、適格引当金Tier 2 算入額				
	経過措置によりTier 2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額				
	…… （その内訳を記載）				
	……				
51	Tier 2 資本に係る基礎項目の額 (チ)				